

平成27年度事業報告

社会福祉法人雲南ひまわり福祉会

目 次

① 法人本部事業報告	・・・ 3
② 就労継続支援 B型事業所「きすきの里」事業報告	・・・ 25
③ 生活介護事業所「ほっとらいふ雲南」事業報告	・・・ 28
④ きすき障害者（児）居宅介護センター事業報告	・・・ 30
⑤ 共同生活事業所きすきひまわりの家事業報告	・・・ 32
⑥ 短期入所事業所きすきひまわりの家事業報告	・・・ 33
⑦ きすき相談支援センターおれんじ事業報告	・・・ 34

社会福祉法人雲南ひまわり福祉会事業報告

1 基本方針

当法人においては、近年著しく変遷してきた障がい福祉施策に柔軟に対応できるよう、中・長期経営計画を策定し、具体的に単年度の事業計画等に反映させ、安定的・継続的に事業を展開できるよう取組んできました。

平成27年度も、「サービスの質の向上」と「安心して働く職場づくり・職場への定着支援」のため、後述のとおり種々の施策に取組んできました。中でも将来へ繋げるため、「放課後等デイサービス事業所整備事業」並びに「交流・憩いのスペース整備事業」といった大規模な事業所創設や改修整備事業を実施したところ、利用される方やスタッフにとって充実した環境づくりができたものと確信しております。放課後等デイサービス事業所につきましては、開所前から定員を超える利用希望者があるほか、交流憩いのスペースでは年間を通じ、これまで人が集まるこのなかつたスペースで年間を通じて交流の場が持てるようになるなど、これまで以上に事業所を活用してもらえる環境ができ嬉々として当事業所を利用させていただいております。このことは、今後社会福祉法人が求められている地域貢献・公益活動への投資といった、社会福祉法の改正の趣旨そのものと考えており、制度の開始前から計画的に実行できているものと考えております。

このような素晴らしい素敵な環境を整えることができましたのも、島根県・雲南市、社会福祉法人清水基金様をはじめ、設計士、施工業者の方々など、多くの関係者の皆様からの厚いご支援・ご協力があってこそものと思っております。当法人としましては、今後もその感謝の気持ちを決して忘れることなく、サービスの質の向上・スタッフのスキルアップを図りながら、利用される方・家族の皆様に対し、安心して充実なサービスを提供できるよう努めていく所存です。

平成28年3月末日、国会の議を経て、社会福祉法等が可決・成立し、平成28年4月から順次施行されることとなりました。

今回の社会福祉法人制度改革のポイントは次の2点であるとされています。

- ① 福祉サービスの中心的な担い手として法人経営組織のガバナンス（統治またはそのための体制や方法）を高めること。
- ② 社会福祉事業の充実・拡大を進めるとともに、今回新たな責務と位置付けられた「地域における公益的な取組み」により、地域の福祉サービスに貢献していくこと。

今回の社会福祉法人制度改革は、当法人としては飛躍できるチャンスであると捉えています。近年は法人として越えていかなければならない課題について、役員・評議員・スタッフが協力し合い、知恵を出し合って少しづつ課題を克服しています。これまでの取り組みは、「利用される方が嬉々として当法人の事業所を利用されていること」や「スタッフの現場への定着」に直接繋がっております、その成果は着実に現れようとしています。

近年法人として取組んできたことは、まさに今回の社会福祉法人制度改革そのものであると捉えており、今後は、当該制度改革の趣旨を改めて検証し、当法人として強みを最大限活かしていくことで、充実したサービスの提供に努めていくこととしています。

今回の法改正は、社会福祉法人全体にとって大きな改革といえますが、当法人が取組ん

できたこれまでの方針どおり、利用される方やその家族、地域のニーズを的確に把握し、且つ、しっかりと法改正の趣旨を捉え、工夫していくことで着実に飛躍できると考えております。

2 主要事業等の具体的な取り組み

(1) 障がい福祉サービス事業及び職員体制について

平成26年度と同様に、これまで実施した人事考課を踏まえ、適切な人事配置により、障がい福祉サービスの提供を行いました。具体的な事業内容は、以下のとおり実施しました。

事業所名	サービス内容
きすきの里	就労継続支援B型サービス
ほっとらいふ雲南	生活介護サービス 日中一時支援サービス 地域活動支援センターⅢ型事業
きすき居宅介護センターひまわり	居宅介護・行動援護サービス 移動支援サービス 一般乗用旅客自動車運送事業
きすきひまわりの家	共同生活介護サービス
きすきたんぽぽの家	短期入所サービス
きすき相談支援センターおれんじ	相談支援事業

(※) なお、平成28年度からの新規事業である放課後等デイサービス事業所ひなたぼっこきすきについては、建物建築工事を平成27年度中に実施し、平成28年4月1日付けで同事業の指定を受けて実施しています。

(2) 法人運営の中・長期経営計画の具体的な運用とこれまでの検証

当法人の中・長期経営計画（以下「当計画」といいます。）の着実な運用を図るために、単年度の事業計画に具体的な取組み内容を盛り込み、計画的・継続的に必要な事業を実施しています。

また、当計画策定後3年目を迎えるにあたり、大きく変化を生じたケースもあります。ニーズを的確に把握し、単年度の事業計画に反映させ、計画的に必要な整備等を行ってきたものです。当該計画のメインテーマとして掲げている「サービスの質の向上」と「安心して働ける職場づくり・職場への定着支援」を念頭に、種々の施策を導入・実施してきており、着実にその成果は表れようとしています。

平成28年度には、これまでの間実施してきた事業の検証を行い、新たな中・長期経営計画を策定し、計画的・継続的な事業に努めていきます。

(3) 財政運営と会計管理の透明性の確保

障がい福祉施策が大幅に変遷し、様々な制度改革が実施され、年々報酬単価や補助金等が削減される中、今後サービス提供対価として得られる収入は先行きが不透明であり、法人としての経営力がますます問われることとなります。この度の報酬改定に

伴い改めて報酬・加算等の見直しを行い、当法人として最大限活用できるよう取組んできた結果、必要な積立金を将来の基盤として積み立てることができました。

また、「サービス向上・原価低減プラン」を活用し、収支状況の適正把握を行い、収支のバランスのとれた事業運営に努めてきたことにより、着実にその成果が出ているところです。

各事業所ごとに事業計画・予算の作成に具体的に着手してから4年目を迎える事業計画と予算の連動性を高め、経営参画意識の高揚に努めています。

具体的には、会計管理の透明性の確保を目的として作成した「予算管理規程」を運用させ、予算の編成、執行等に係る定めに基づき、予算の適正かつ効率的な運用を図っています。

(4) 契約事務の更なる適正管理

契約事務につきましては、経理規程等の規定に基づき、これまで適正に管理してきたところですが、契約書を省略して請書とする場合の金額基準（請書を省略する場合を含む）のほか、予定価格調査の作成及び複数からの見積書の徴収を省略する金額基準が定められていませんでした。

今回、平成27年12月3日開催の理事会・評議員会の議を経て、「契約事務処理規程」を新たに作成しました。今後の契約事務手続きの際に活用することで、契約事務の更なる適正管理に努めていきます。

(5) 施設・設備整備事業

① 放課後等デイサービス事業所整備事業

当法人は、平成12年7月に設立認可を受け、主に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害者及び障害児を対象としてサービスを提供していました。平成27年4月現在は、雲南市内に6つの事業所を設けて、就労継続支援、生活介護等10種のサービスを提供し、利用される方及びその家族の様々なニーズに対応していました。このうち、障がいを抱える児童（以下「児童」という。）を対象とするサービスは、平成13年11月から提供を開始しており、現在は雲南市及び奥出雲町から日中一時支援事業を受託して児童の受け入れを行っています。

日中一時支援事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち任意事業に区分されるため、各市町村で柔軟な運用が可能となっており、障害者総合支援法等に基づく障害支援区分に縛られることなく幅広い方を対象にサービス提供がなされています。

しかしながら、日中一時支援事業では、その事業目的や受け入れ対象となる年齢幅の広さから提供可能なサービスが限られ、児童にとっては放課後等の居場所が提供される程度に留まり、自立に向けた訓練等の実施は困難な状況となっています。そのため、児童の生活能力向上を望む方は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する放課後等デイサービス事業（以下「放課後等事業」という。）を利用することとなります。雲南市内で放課後等事業を実施しているのは2事業所（定員合

計20名)のみ(平成27年4月現在)で、その内1事業所(定員10名)は受入れ対象が小学生に限定されています。対象年齢外や定員を超えた利用希望者は、その家族の送迎により、片道概ね1時間程度を掛け、松江市や出雲市等の事業所を利用するか、雲南市内での日中一時支援事業利用に留めるしかなく、身近な地域で本人又は家族が望むサービスを受けられない状況でした。

また、平成27年4月から雲南市三刀屋町地内に島根県立出雲養護学校高等部分教室(以下「分教室」といいます。)が開設されており、これまで寄宿舎に入って松江市内や出雲市内の特別支援学校等の高等部へ通っていた生徒が自宅から通学可能となっています。その一方で、自宅通学する生徒の放課後や長期休暇期間の受け入れ先確保が雲南圏域の喫緊の課題となっている状況です。

このような状況の中、建築予定地の存する雲南市において、平成27年3月に作成された「雲南市障がい福祉計画」(以下「平成27年計画」といいます。)によると、平成27年4月1日時点における平成29年末までの施設整備計画について、以下のとおりとされました。

施設整備状況 (平成27年4月1日時点)		施設整備後 (平成29年度末)		増減
施設区分	定員	施設区分	定員	
放課後等デイサービス	20人	放課後等デイサービス	30人	10人

平成27年計画によると、平成29年度末時点での放課後等デイサービス事業のサービスについては、30人分(10人分の増加)の利用が見込まれています。その受け入れ先を確保するために雲南市では事業者等の児童福祉法における関係機関との連携を図り、必要なサービスが利用できるよう体制づくりを推進することとされています。

そこで、当法人における既存の日中一時支援事業を利用する児童4名の他、分教室に通学予定の6名(当法人における既存の日中一時支援事業を利用している児童を除く。)の内半数の合計7名を開設当初の利用者として見込み、受け入れが行える放課後等デイサービス事業所(定員10名)を整備することとしました。また、前述の利用見込み者以外にも数名の新規相談を受けている状況であり、開所後数年内に定員を満たすことが見込まれています。

以上のような状況から、児童の放課後等のサポートに関して、障がい福祉サービスでの支援を視野に、雲南市内における今後の放課後等事業の必要性等種々の状況を総合的に勘案し雲南市と協議を重ねてきました。その結果、放課後等事業の必要性は相当程度に高い旨の認識が双方で一致し、当法人の新たなサービスとして同事業を実施することにより、雲南市内における障がい福祉サービスの充実に寄与することとしたものです。

そこで、当法人において放課後等事業を実施すべく具体的に検討したところ、当法人が所有する既存施設には同事業を実施するための設備基準を満たす施設がなく、各施設には余剰スペースもないため、既存施設の改修により事業を実施することは

困難な状況でした。

このような状況に対処するため、島根県雲南市木次町東日登地内に児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行うための施設を新築整備する放課後等デイサービス事業所整備事業（以下「本件事業」という。）を計画したものです。

本件事業の完成により、児童の生活能力の向上に必要な指導及び訓練を専門的に行える施設が整うことから、雲南圏域に居住する障害児が遠方の事業所へ通う負担を軽減することができるだけでなく、より多くの児童の自立支援の機会確保が可能となるなど、雲南圏域での障害福祉サービスの向上に寄与することとし、平成27年度に国・島根県及び雲南市からの補助を受け、放課後等デイサービス事業所整備事業として実施することとしたものです。

同整備事業の経過は次のとおりです。

- 平成25年度 理事会・評議員会において、放課後等デイサービス事業所の整備について検討・協議を重ねた結果、これを了承され、関係閣等と協議を行った。
- 平成26年 4月 国庫補助に係る事前協議書の提出（島根県）
- 平成26年 5月 放課後等デイサービス事業の新規事業導入に伴う支援を求める要望書の提出（雲南市）
- 平成26年 5月 土地収用法に基づく事業認定の手続き調整・検討（島根県）
- 平成26年 8月 土地売買に関する確認（柿本氏）
- 平成26年 9月 埋蔵文化財の所在の有無（照会）（雲南市）
- 平成26年10月 農用地区域の変更申出（除外）に係る事前協議（雲南市）
- 平成26年11月 土地収用法に基づく事業認定断念（法の制限による）
- 平成27年 1月 農用地区域の変更申出書の提出（雲南市）
- 平成27年 3月 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助協議に係る意見書依頼（雲南市）
- 平成27年 3月 社会福祉施設等整備費補助金に係る本協議書提出（島根県）
- 平成27年 6月 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出（雲南市）
- 平成27年 7月 社会福祉施設整備費補助金申請書の提出（雲南市）
- 平成27年 7月 個別浄化槽設置申請書の提出（雲南市）
- 平成27年 7月 島根県障がい者福祉施設整備費補助金交付申請書の提出（島根県）
- 平成27年 9月 工事入札の実施・契約締結・工事着工
- 平成27年 9月 道路占用許可申請・道路工事承認申請書の提出（雲南市）
- 平成27年10月 正規スタッフ採用試験実施
- 平成27年12月 備品等整備事業提案（プロポーザル方式による）
- 平成28年 1月 備品等整備事業契約締結
- 平成28年 1月 放課後等デイサービス事業所指定申請書の提出（島根県）

- 平成28年 2月 工事請負変更契約の締結
- 平成28年 3月 工事完了・竣工等各種検査・事業認可（島根県）
- 平成28年 4月 竣工式・事業開始

事業の概要は次のとおりです。

- 事業の名称 放課後等デイサービス事業所整備事業
- 所在地 島根県雲南市木次町東日登356番4
- 敷地面積 1, 534 m²
- 延べ面積 283. 48 m²
- 構造 木造平家建
- 施設の用途 放課後等デイサービス事業所（定員10名）

(経費)

(単位：円)

区分	経費
放課後等デイサービス事業所整備事業	93, 390, 000
備品等購入費	4, 480, 000
合計	97, 870, 000

(資金)

区分	資金
国、県補助金	44, 800, 000
雲南市補助金	6, 000, 000
積立金取崩（自己資金 法人負担分）	47, 070, 000
合計	97, 870, 000

② 施設整備計画（交流・憩いのスペースの整備事業）

整備事業のテーマは、『日本の昔の民家にあった「縁側」と「土間」をミックスした空間づくり（土間リビング）』としました。具体的には、当法人事業所内で現在不活用部分であるテラススペース（食堂に隣接）に日除け兼雨除けを設置し、カフェテリア風のデッキを整備することにより利用される方の憩いのスペースを整備し、交流の促進・文化活動や作業活動の場の拡大に繋げるほか、利用される方の作品展示場、リハビリスペース等として幅広く活用できるようにしたいと考えたところです。

整備予定スペースの活用方法は多岐に渡り、通常は、交流・憩いの場として利用される方の寛ぎやリハビリ等の場として、時には発表会のステージの場として、また、自然豊かな立地条件を活かし、四季に合ったデザインに変化することにより、事業所生活において、より一層楽しみを与えてくれると考え、関係する皆様から長く愛されるスペースを作ることができればと計画したところです

わが国では、急速な少子化と高齢化の進行により人口減少社会の到来という事態に直面しており、以前にも増して利用される方から「選ばれる事業所」として求め

られることとなります。これは、サービスの担い手であるスタッフの確保にも共通して言えることであり、当法人独自の特色が必要となり得、サービス提供におけるハード面・ソフト面の両面の充実が一層求められることになると考えております。今回の「交流の促進・憩いのスペース整備事業」は、今後のサービス提供におけるハード面・ソフト面の両面の充実を図るためにの確になるものと大きな期待をしていましたところです。

また、当法人において誇れる特色の一つは、利用を取り止める方や自己都合で離職するスタッフが非常に少ないとが言えます。これは「サービスの質の向上」と「安心して働く職場づくり、職場への定着支援」を図るための新規事業の導入や制度の改正はもちろんですが、最大の理由は、コミュニケーションの力が大きく左右しているのではないかと考えており、交流や憩いの活動はヒトの心に大きな影響を与えるものであると感じています。

当整備事業を実施することにより、利用される方及びスタッフのほか、地域の方々とのコミュニケーションがより一層深まり、人と人が交流することにより、心の充実に繋がることで、ますます嬉々として利用されるものと確信しており、地域における障がい福祉の更なる向上に繋がることを期待し、当整備事業を計画・実施したものです。

なお、当整備事業については、社会福祉法人清水基金様からの助成を仰ぎ実施することができたものです。

(事業の経過)

- ① 交流・憩いのスペース整備事業の内容（別表1）
- ② 工事発注までの経過報告（別表2）
- ③ 入札結果の報告（別表3）

① 交流・憩いのスペース整備事業の内容

（別表1）

項目	内 容
事業名	社会福祉法人清水基金助成事業
工事名	社会福祉法人雲南ひまわり福祉会 交流・憩いのスペース整備事業
工事場所	雲南市木次町東日登351番地5
工期	着工 平成27年5月18日 完成 平成27年7月 4日
整備費	5,907,600円（消費税込）
助成金額	3,700,000円
整備概要	テラス改修工事 28.88m ² （土間整備、テラス屋根設置、設備共） テラス改修工事、機械設備工事、給排水設備工事

② 工事発注までの経過報告

(別表2)

年月日	会議等名	内 容
平成27年4月13日	工事発注に伴う指名審査会議	・ 工事発注方法の決定 ・ 指名業者の選定（要件に基づき2社指名） ・ 入札等の日程の決定（現場説明会省略）
平成27年4月14日	入札通知	指名並びに入札通知書の発送
平成27年4月22日		入札辞退書・質疑応答書の提出
平成27年4月23日	入札執行	入札の執行
平成27年4月24日	工事請負契約	工事請負契約の締結

③ 入札結果の報告

(別表3)

項目	内 容	備 考
入札方法	指名競争入札（3社）	
落札額	5,907,600円（消費税込）	
落札業者名	住 所 島根県雲南市木次町里方511-7 名 称 有限会社リョウワ 代表取締役 小林 良夫	

(交流・憩いのスペース整備事業関連工事について)

社会福祉法人清水基金助成事業である、交流・憩いのスペース整備事業（テラス改修工事）について、食堂とテラスが一体的に活用され、皆様に喜んでいただけるよう関連工事として「食堂・テラスサッシ取替工事」を行うこととしたものです。

なお、当法人経理規程第67条（随意契約）では、随意契約を行うことのできる範囲が定められており、予定価額が契約の種類に応じて定められた額を超えない場合（工事又は製造の請負の場合2,500千円以内）とされており、それ以外の場合は原則として一般競争入札又は指名競争入札に付することが適当でない場合とされています。当該工事は予定価額が2,500千円を超えるものであり、原則としては一般競争入札又は指名競争入札に付することとなります。前述したとおり、交流・憩いのスペース整備事業（テラス改修工事）と一体的に行う工事であるため、今回、地方自治法施行令第167条の2の4（※）の規定に基づき、関連する工事として実施し、主たる工事である交流・憩いのスペース整備事業（テラス改修工事）で行う指名競争入札について落札した業者から見積書の提出を求め、請負契約を締結し工事を行うこととしたものです。

工事の概要は別表4のとおりです。

食堂・テラスサッシ取替え工事

(別表4)

項目	内 容
事業名	交流・憩いのスペース整備事業関連工事（当法人単独事業）
工事名	社会福祉法人雲南ひまわり福祉会 食堂・テラスサッシ取替え工事

工事場所	雲南市木次町東日登351番地5
工 期	着工 平成27年4月25日 完成 平成27年5月30日
整備費	3,240,000円（消費税込）
整備概要	食堂・テラスサッシ取替え（サッシ取替え工事、建具工事共）

④ 就労継続支援事業所スペース改修整備事業

就労継続支援B型事業所さきの里は、平成13年4月から知的障害者通所授産施設（定員20名）として業務を開始し、障害者自立支援法（現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」）（以下「法」といいます。）の施行に伴い、現在の就労継続支援B型事業所へ移行したものです。

平成13年4月の業務開始時は、利用者14名（身体障がい者の相互利用2名を含む。）でスタートしましたが、年々利用される方が増加し、現在は定員20名を満たす状況（これまでの間、一般就職、高齢者施設への移行等有り。）ですが、平成27年4月より、1名追加の23名の利用者に対しサービスを提供することとなっています。

法では、定員の緩和策が講じられており、1日あたりの定員の150%まで又は過去3ヶ月平均利用者が定員の125%まで緩和されているほか、設備に関する基準において利用者1名当たりの面積要件もなく、当事業所においては、現在利用されている方の利用率を勘案すると、定員25名までの受入れが可能となっています。

しかしながら、もともと定員20名規模を想定し建築された事業所であるため利用者22名を受け入れるためには、実際の支援にあたり手狭な状況となっています。また、現在利用される方の相談は増加傾向にあり、特別支援学校高等部を卒業後の進路先にも当事業所が想定されている状況であり、利用される方が増加することが想定される中、今後も安全に安心してサービスを提供するためには相応の作業スペースを確保することは喫緊の課題であります。

前述のとおり、法では、就労継続支援B型サービスを実施する上で示されている設備基準は、「訓練・作業室は、訓練又は作業に支障がない広さを有すること」のみであり具体的な面積要件は求められていませんが、実際の支援において想定される面積は次のとおりとなります。

（別表1）

区分	定員（受入れ人数）	作業室の面積
通所授産施設 (開設当時のサービス)	定員20名	70m ² （現在の作業室（1）及び作業室（2）の合算面積）÷20名=3.5m ² /人（ただし、ロッカー等の収納スペース及び作業台のスペースを含む。）
就労継続支援B型	定員20名（25名）	3.5m ² ×25名=87.5m ²

作業スペースを整備するための経費及び実際の支援の安全性・効率性を考慮すると、作業室（1）及び作業室（2）に隣接する車寄せ部分を改修し作業スペースを整備することが最も得策であると考えられます。車寄せ部分を改修整備することで得られる作業スペースは約20m²であり、現在の作業スペースと合算すると90m²が確保され、別表1の25名分を確保することができることとなります。

なお、今回の提案は、小規模ではありますが施設整備を伴うこととなるため、長期的な支援を想定すると、定員を40名規模に拡大することも検討されますが、既存の事業所は就労継続支援B型事業所（定員20名）及び生活介護事業所（定員20名）を実施するための事業所規模であり、大幅に定員を増員することに伴い、現在就労支援活動として実施している昼食・宅配弁当提供のための調理業務や共有する食堂の受入れ等へ支障が生じ、利用される方へのサービスの質の低下が懸念されるため、現行のサービスの質を維持しつつ、必要最小限度の改修を実施したいと考えています。

また、現在就労支援活動として実施している事業のうち、企業の下請け作業（車の部品組立て、ナカバヤシファイルの袋詰め等）については、企業側から当事業所まで製品が輸送されており、現在別紙図面の車寄せ部分（屋根付き 高さ3m10cm）で製品の積み降ろしを行っています。天候不良の際にも、利用される方や貴重な製品が雨などにさらされることなく、安全で円滑に積み降ろしが可能な状況です。今回経費的な面を考慮すると、作業スペースの整備に最適な部分は前述のとおり車寄せ部分を改修することができますが、車寄せ部分がなくなることに伴い、屋根部分も同時になくなるため、天候不良の際に利用される方が路面で滑り怪我に繋がる等の危険性が非常に高まることが想定されます。現在の車寄せ部分に隣接して設置しているカーポートを利用すべきと考えておりますが、既存のカーポートは高さが低く（2m50cm）、企業からの製品輸送車両の高さ（最高2m80cm）が収まらない状況であり、作業スペースの整備と併せカーポートの取替えを実施し、現在の車寄せ部分の代替として利用することで、前述のような状況を回避したく考えております。

現在は、当事業所の利用を希望される方に対し、定員いっぱいのためやむを得ず他の事業所を紹介するようなことも実際としてある状況ですが、今回の改修整備を行うことにより、利用される方25名の受入れを行うことができるようになり、地域の障がい福祉サービスの質の向上に繋がると確信しております。

以上のような理由から、今後25名の利用者を受け入れることができ、安心して安全に利用していただくための作業スペースを確保したいと考えています。

整備にあたっては、島根県共同募金会での助成を受けるため、平成27年度に所要の手続きを行った結果、平成28年3月25日付けで助成事業の決定を受けることができ、平成28年度に同事業を実施することとしています。

⑤ 静養室・スタッフ休憩室・事務室整備事業

現在、利用される方に対する医務室の機能は、炊事場としての機能を兼用している他、スタッフの休憩室については確定したスペースがなく、作業室や訓練室、

事務室等で利用される方と一緒に休憩をしている状況であります。

本来、利用される方が体調不良により静養されている際には静かな環境で静養していただかなければなりませんが、事務室兼応接室の廊下や炊事場としても利用されているなど、各機能を併用しなければならない状況であり、利用される方の静養を妨げている状況です。また、スタッフの休憩時間は労働から離れることを前提に自由利用が保障されていますが、障がい福祉サービスという事業の特性により本来の休憩時間を確保しきれていないのが現状です。

利用される方が増加傾向にあり、事業所全体のスペースの見直しが必要とされる中、現有のスペースを最大限活用させ、一部修繕を加えることにより、経費の縮減を図りながらの整備が求められます。

今回、静養室・スタッフ休憩室・事務室の機能を一体的に見直し、利用される方及びスタッフにとって有益な整備を図り活用していきたいと考え、平成27年度に具体的な計画を作成し検討してきましたが、計画の見直しや実施時期、施工方法を検討する中で、平成27年度の大きな事業である放課後等デイサービス事業所整備事業並びに交流・憩いのスペース整備事業の施工や施行する際の事業所全体に対する影響が大きく、平成27年度中の整備は無理との判断を行い、平成28年度以降に実施することとしたものです。

⑥ 送迎用車両の整備（更新整備）

当法人においては、平成27年4月現在10台の車両を所有しており、送迎サービスや相談支援業務、弁当配達等の業務を行っていました。車両の更新整備にあたっては、法人単独での整備は困難であり、種々の補助金制度を活用し、一年度に概ね1台～2台の更新を念頭に置きこれまで整備を図ってきたものであり、今後も前述のような考え方により整備を図るものとしたものです。

平成27年度においては、平成17年度に整備したトヨタシエンタ（スロープタイプ　車いす仕様車）については、近年大規模な修繕はないものの、整備後10年を迎える、走行距離（平成27年4月現在）は250千kmを超えており、老朽化が著しく、今後は大規模な修繕が必要となることが想定される上、送迎の絶対的な安全を考慮すれば更新の時期に来ていると考えたものです。

当該車両は、車いすを利用する方も含め輸送可能な貴重な形状の車両であり、今後も必要性の高い車両であります。現行のサービスによる送迎を最優先に検討しますが、平成28年度から実施する放課後等デイサービス事業での送迎も視野に入れ最適な車種を選定したいと考えたものです。

今回、車両の整備を行うべく、公益財団法人日本財団様（申請車両台数2台）並びに日本テレビ（24時間テレビ）様（申請車両台数1台）に対しそれぞれ申請を行った結果、公益財団法人日本財団様より1台の助成を受けることができ、整備を行いました。

（整備の概要）

- ・ 車両 ホンダステップワゴン（普通車）（乗車定員8名）4WD

- ・ 車両の金額 1,974,529円
- ・ 助成金額 1,260,000円

以上のような状況から、助成事業による車両の整備が困難なため、苦渋の決断ではありますが、今回、止む無く更新予定であった車両について更新しないこととし、さらに中古車両を購入することにより、当初予定の3台分を確保することとし、法人の業務が円滑に実施できるよう資することとしたものです。

(中古車両の整備概要)

- ・ 車両 スズキランディ（普通車）（乗車定員8名）4WD シルバー
- ・ 状況 平成19年11月初度登録 127,000km
- ・ その他の整備 普通タイヤ（ブリヂストン）（アルミホイル付）及びスタッドレスタイヤ新品（ブリヂストン）整備 下回りのその他の補修整備
- ・ 購入価格 600,000円（登録諸経費及び消費税含む。）

今回提案のあった上記車両については、中古車市場を調査したことろ次のとおりでした。

スズキランディ（平成19年式 11.6万km 2000cc）

支払総額 53万円（車体価格のみ）（車検なし）

スズキランディ（平成19年式 11.6万km 2000cc）

支払総額 53万円（車体価格のみ）（車検平成28年6月まで）

また、上記車両には普通タイヤ新品（ブリヂストン）（アルミホイル付）及びスタッドレスタイヤ新品（ブリヂストン）整備が含まれていない。

以上のような結果から、今回の提案は当法人にとって非常に有利なものであると考えられ、現在、当法人の車両のメンテナンスを行っていただいているHMGと契約を締結し、同車両を購入したところです。

(6) 役員・評議員・職員のスキルアップ事業

① 役員・評議員・職員の研修計画の策定

役員・評議員・職員のスキルアップを図り、もって利用される方に対する福祉サービスの質の向上に寄与するため、計画的に実施しました。主な研修は次のとおり参加しました。

【役員・評議員対象】

- ・ 島根県社会福祉法人経営者協議会研修会（平成27年6月）
- ・ 中国・四国地区社会福祉法人経営者セミナー（平成27年7月）
- ・ 役員・評議員・管理者職員研修会（平成27年9月）
- ・ 社会福祉法人経営者セミナー（平成28年1月）
- ・ 社会福祉法人地域公益活動推進セミナー（平成28年2月）

- ・ 障害福祉関係事業者等説明会・集団指導（平成28年3月）

【スタッフ対象】

- ・ 島根県社会保険労務士会新規入会者研修（平成27年4月）
- ・ 相談支援スキルアップ研修（平成27年4月）
- ・ 福祉職員キャリアアップ研修（平成27年5月）
- ・ 発達障がい基礎講座（平成27年5月）
- ・ 人事マネジメント研修【管理者コース】（平成27年5月）
- ・ 福祉サービス事業所人事マネジメント研修（平成27年6月）
- ・ 安全運転管理者等講習会（平成27年6月）
- ・ 福祉職員キャリアパス対応生涯研修【管理職】（平成27年7月）
- ・ 社会福祉施設開設・経営実務セミナー（平成27年7月）
- ・ 福祉職員キャリアパス対応生涯研修【中堅職員】（平成27年8月）
- ・ 福祉職員生涯研修【チームリーダーコース】（平成27年8月）
- ・ 島根県社会保険労務士会マイナンバーセミナー（平成27年8月）
- ・ 社会福祉法人会計実務研修【基礎コース】（平成27年8月）
- ・ 社会福祉事業所のためのマイナンバー準備対策セミナー（平成27年8月）
- ・ 社会福祉法人会計実務研修（平成27年8月）
- ・ 雇用管理改善セミナー（平成27年9月）
- ・ 福祉職員生涯研修【チームリーダー研修課程】（平成27年9月）
- ・ 平成27年度社会保険労務士特別研修（平成27年9月～11月）
- ・ 各労働局発表の違反事例から学ぶ労働法規研修（平成27年9月）
- ・ 福祉有償運送運転者認定講習会（平成27年9月）
- ・ 島根県障がい者スポーツ指導研修会（平成27年9月）
- ・ 相談支援従事者スキルアップ研修（平成27年10月）
- ・ 福祉職員キャリアパス対応生涯研修【管理職員コース】（平成27年10月）
- ・ サービス管理責任者研修（平成27年10月・11月）
- ・ 島根県相談支援専門員協会研修会（平成27年10月）
- ・ 福祉サービス苦情解決研修会（平成27年10月）
- ・ 労働基準監督署及びハローワーク研修会（平成27年11月）
- ・ 相談支援従事者コース別研修（平成27年11月）
- ・ 改正社会福祉法への対応セミナー（平成27年11月）
- ・ 島根県社会保険労務士会必須研修及び安全管理研修（平成27年11月）
- ・ 社会福祉法人会計実務研修【決算コース】（平成27年12月）
- ・ 社会福祉施設等退職手当共済制度実務研修会（平成27年12月）
- ・ 相談支援従事者現任研修（平成28年1月）
- ・ 新任介護職員教育担当者養成研修（平成28年1月）
- ・ 採用活動向上支援セミナー（平成28年1月）
- ・ 社会福祉法人経営者セミナー（平成28年1月）
- ・ 雇用管理責任者講習専門コース（平成28年1月）

- ・ 就労移行支援者研修会（平成28年2月）
- ・ 社会保険労務士倫理研修（平成28年2月）
- ・ 総合労働相談所・ADRセンター共同研修（平成28年3月）
- ・ 介護事業所労務管理研修伝達研修（平成28年3月）
- ・ 障害福祉関係事業者等説明会・集団指導（平成28年3月）

② 職員のスキルアップ

前述の研修のほか、施設外部研修（他の法人・事業所へスタッフを派遣し、現地にて実施）実施しました。外部研修終了後には、職員会議の場で研修内容の発表を行い、サービスの向上に努めました。

また、当法人事務局長による事務局主催の研修会を開催しスタッフのスキルアップに繋がるよう努めました。研修会のテーマの設定にあたっては、スタッフ宛てにアンケート調査を行い意向を把握した上で決定することとしました。平成27年7月から定期的に開催し、年間80名の参加がありました。今後は、これまでの経験を踏まえ、開催日や時間帯、対象となる方等工夫を凝らし多くの方に参加いただけるよう努めていきたいと考えております。

平成27年度は、次のとおり実施しました。

開催月	テーマ
7月	「マイナンバー」制度について
8月	健康保険制度でできること
9月	教育訓練給付金制度について
10月	扶養に関する制度について
11月	公的年金の基本的な仕組みについて
12月	労働者災害保険制度の概要について
1月	子育てにおける支援制度について
2月	あいサポーター研修
3月	放課後等デイサービス事業について

③ コンプライアンスの強化

当法人の社会的責任と公共性の高さを十分に認識し、コンプライアンスの強化に努めています。

当法人では、コンプライアンスを「法令・各種規程等を遵守し、地域・社会から信頼され誠実かつ熱心に福祉サービスを提供すること。」と定義づけ、その確実な実施を図るよう具体的な体制を構築しています。

特に「虐待防止施策」・「会計管理」・「労働基準法等の労働法」にの3点に重点を置き、1年間を通じ、各テーマごとに勉強会を開催し、コンプライアンスの強化に努めました（具体的には、職員会議の場における啓発活動や前述②職員のスキルアップを参照。）。

④ P D C A サイクルの実施

計画的に事業の実施に努めていますが、計画及び実行についての振返りが不十分であり、次回の実践に反映されていない現状があります。スタッフ全員がP D C A サイクルの必要性を再認識し、実践することでサービスの質の向上に繋げるため、職員会議や業務の都度、啓発活動を行いました。また、平成28年度に実施する予定の中・長期経営計画の見直しの際に、法人全体の業務の検証を行うこととしています。

(7) 職場・事業所環境改善事業

① 利用者虐待防止施策・苦情解決の取組み

現在取組んでいる事項について継続して実施していきます。

また、具体的な虐待事例はありませんが、苦情や要望といったケースは毎年数件発生している状況であり、利用される方や家族の皆様からの声を聞くための機会を設けるなど、積極的に虐待防止・苦情の事前防止に向けた取組みを行ってきました。

平成27年度については、具体的な苦情の受付はありませんでした。

その他、福祉サービスの利用に関する要望は数件あがっており、その都度対応をして要望を実現させる取組みを行いました。

② セクハラ・パワハラ防止施策の強化

セクハラ並びにパワハラの防止のため、現行の「セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント防止に関する苦情処理委員会規程」に基づき、組織体制の強化を図り徹底した防止策を講じています。また、平成27年度は、同規定の改正を行い充実に努めたほか、更なるセクハラ・パワハラの防止施策を強化するため、ポスターを作成する等、情宣・広告活動にも努めました。

③ メンタルヘルス対策

近年、経済社会環境の激しい変化の中で、仕事や職場に強い不安やストレスを抱えている者が増加している傾向にあります。当法人においても、プライバシーに配慮しながら、メンタルヘルス（心の健康）対策の充実を図っています。

具体的には、休暇制度の充実、労働時間の短縮等、人事労務管理全体で対策に努めています。また、平成23年度から継続的に実施している「自己申告シート」や「個別面談」を通じ、過度の業務負担になってはいないか等、スタッフの状況把握に努めました。

なお、法人として、職員の子育て、介護、地域活動参加等への支援（充実した休暇制度、労働時間短縮措置、深夜業務の制限、ノー残業デーの推進等）をし、職業生活を続けていく上でこれらの課題の調整を図り、もって業務意欲の向上及び能力発揮に繋げるため、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進を図るため、就業規則の改正等を行い実施したものです。

④ スタッフの休憩時間の適正確保

障がい福祉サービス事業の特性により、一斉に休憩時間の確保が困難なことから、就業規則の改正を行い、事業所ごとの特性を考慮し、所定労働時間の途中に休憩時間が確保されるように努めました。なお、スタッフ専用の休憩室がないことも問題視されており、当面、時間帯によっては空室となるスペースがあるため、休憩室が確保されるまでの間、当該空きスペースを開放し一時的な休憩室の準備を行ったものです。しかしながら、休憩時間は未だ十分に確保されている状況ではなく、今後の課題として検討する必要があります。

⑤ 共同生活事業所・短期入所事業所スタッフの労働時間の適正管理

共同生活事業所・短期入所事業所に主として勤務するスタッフについては、事前にシフト表を作成し、サービスの提供体制を確保しています。夜間には主として夜間専門のスタッフを配置している関係から労働基準法による1ヶ月単位の変形労働時間制を採用し柔軟な運営を行っていますが、事業所運営を進めていく中で、制度上の問題による格差が生じている現状にありました。

また、年次有給休暇について、労働基準法においては、原則として1日単位で付与することとされています。しかし、事業所で労使協定を締結することにより、時間単位で年次有給休暇を取得することができることとなっています（時間単位年休）。時間単位年休は、例えば通院、子どもの学校行事、官公署への諸届など必要な時間分だけ取得できるため、多様なニーズに柔軟に対応することができます。ただし、時間単位年休を取得することによって事業の正常な運営の妨げにならないかという観点からは、夜間に時間単位で事業所を抜けてしまうと、その時間、そのスタッフが受け持っていた業務を代替できるスタッフの確保が困難になることから、これまでの間、時間単位年休の取得には至らなかった状況でした。

以上のような状況から、共同生活事業所・短期入所事業所に主として勤務するスタッフ全員に変形労働時間制を適用するようにし柔軟な対応を図り、時間単位年休について、現状を制度上明確にすることとし就業規則の改正を行いました。

⑥ 皆勤手当・精勤手当の創設

当法人は、「安心して働ける職場づくり・職場への定着支援」を掲げており、その一環としてワークライフバランスとメンタルヘルス対策を推進しています。その中でスタッフに付与する年次有給休暇は、採用当初から年間20日（年度ごとに更新）付与しており、取得方法は1日単位・半日単位及び1時間単位のそれぞれの取得区分を設けています。近年の年次有給休暇取得率及び取得日数は、全体で50%弱（取得日数 年間約15日）で推移しており、取得率及び取得日数のいずれも高い傾向にあり、比較的休暇が取得しやすい環境となっているといえます。

しかしながら、月ごとに見てみると業務の都合上1日も取得していない月もある状況です。また、少子・高齢社会の影響や福祉職場へのスタッフの確保・定着が課題となっており、今後は応募者側が企業を選択していく時代となってきます。

スタッフのやる気をますます高め、職場への定着支援を図り、もってサービスの質の向上に繋げるため、この度、就業規則の改正を行い、皆勤手当・精勤手当を以下のとおり規定しました。ただし、当該手当の創設にあたっては、労働基準法（以下「労基法」といいます。）第136条の規定に照らし不利益な取り扱いとならないこと、また、労基法が労働者に年次有給休暇を保障した趣旨が実質的に失われない程度であることが必要であるため、その旨考慮し設定したものです。

(手当の内訳)

- ・ 皆勤手当 4,000円／月
- ・ 精勤手当 2,000円／月

1年間の実績は次のとおりとなりました。有給休暇の取得率も減少していくなく、制度の活用がなされています。

(平成27年度皆勤・精勤者数)

- ・ 皆勤者数 延べ151人（月平均13.7人）（皆勤率 33.8%）
- ・ 精勤者数 延べ 67人（月平均 6.1人）（精勤率 15.0%）

(平成27年度有給休暇取得率・日数)（前年度繰越日数を含む。）

- ・ 正規スタッフ 26.3%（取得日数 10.2日）
- ・ パートスタッフ 50.3%（取得日数 12.3日）
- ・ 全 体 40.8%（取得日数 11.4日）

⑦ 臨時職員の一般職員への登用と正規スタッフの採用

当法人の事業を開始して以来、今年4月で15年目を迎えることとなりました。これまでの間、当法人におきましては、障がい福祉の向上のため、基本理念に基づき事業を開拓し着実に成長してきたところです。特に近年におきましては、働きやすい職場の構築に努めてきたところであります。スタッフの職場への定着が進み、ついては、障がい福祉サービスの向上に繋がっております。利用される皆様・家族の皆様から多大なる信頼と安心に繋がっているものと確信しております。

今後も当法人としましては、障がい福祉の向上に努めるため、新規事業であります「放課後等デイサービス事業」について、平成28年4月からの開所を目指して所要の手続きを進め、予定どおり事業を開始することとなりました。この新規事業の開始に伴いましては、当法人の組織全体を再編しなければなりませんし、活性化を図っていかなければなりません。そのためには、これまでの間、臨時職員の方々が培われてきた経験が欠かせないものと考えたところであり、一定の基準（選考基準を定め正規職員登用試験を実施）を定めた上で、正規職員への登用を実施することとしたものです。

そこで、具体的に「正規職員登用試験実施要項」を定め、期間を特定（平成27年4月から周知し、平成27年7月に登用試験を実施する予定としました。）し、パート職員全員に対し周知したところ、期間内の応募者はなく、新規学卒者を含め外部から

広く募集することとしたものです。

正規スタッフの募集にあたっては、「正規スタッフ採用試験実施要項」を定め、実に4年ぶりの募集となりましたが、4名の募集に対し、8名の応募者があり、結果として3名の者を採用することができました。

正規職員登用並びに正規スタッフの募集は次のとおり行いました。

- ・ 正規職員登用試験事前通知（平成27年3月）
- ・ 正規職員登用試験実施通知（平成27年4月）
- ・ 申込期間の設定（平成27年6月15日～6月30日）
- ・ 試験（小論文・面接）（平成27年7月12日 応募者がなく未実施）
- ・ 正規スタッフ採用試験通知（平成27年8月）
- ・ 申込期間の設定（平成27年10月1日～10月9日）
- ・ 試験（小論文事前提出・面接）（平成27年10月18日）
- ・ 試験結果の通知（平成27年10月26日）
- ・ 採用予定者への事前説明会（平成27年11月11日）

⑧ 臨時職員の時間給の適正化・社会保険制度の希望者加入制度の創設

臨時職員の時間給の取扱いについては、現在採用後3年経過した際に昇給される他、専門的資格の所有者又は送迎業務を実施する者については時間単価を考慮している状況です。しかしながら、業務の円滑な遂行のためには、利用される方を同乗させて輸送を行う業務は送迎業務に限らず、主に宅配弁当の配達時にも生じている状況です。利用される方を同乗させての運転業務は常にリスクを抱えながらの業務になるにも拘わらず送迎業務と比較し格差が生じている状況であり、同等の待遇が不可欠になると考えています。

また、当法人は現在職場への定着率が高く、質の高い安定したサービスの提供に繋がっている状況です。一方で、臨時職員の平均勤続年数は7年程度となっており、当法人の勤務経験が長い臨時職員に至っては15年の長きに渡り当法人に貢献されている状況もあります。これまでの間は、労働される方が家庭環境等を考慮され、臨時職員として勤務することで、社会保険制度における扶養の対象となる働き方を選択される方が多くましたが、子どもの成長と共に働き方の選択が変わってくるものと考えております。

当法人における正規職員と臨時職員の勤務形態は相当の異なりがある（宿日直業務・夜間勤務・土日祝日の利用者支援業務、サービス利用計画の策定、利用者担当業務等）他、社会福祉法人の制度改革などによる給付費が不透明な状況を考慮すると、希望者全員を正規職員化するのは相当のリスクを抱えることも事実としてあります。

このような状況の中、当法人に貢献していただいている臨時職員に対して、その待遇の向上を図るため、一定の基準を設け時間給の統一化を図り、長期間勤務している者については相応の手当を支給する等、定期的に少しでも昇給できる制度を検討したいと考えています。

そこで、平成27年度に具体的な検討を行うこととしておりましたが、パート職員個々の状況や今後の処遇面等を考慮すると検討期間を相当有することとなるため、早

期の段階での具体的な制度の導入に至ることができず、平成28年度以降、あらためて制度の検討を行うこととしたものです。

なお、パート職員の契約期間は、従来、1年間の有期雇用契約（毎年4月更新）となっていましたが、慣例的に自動更新のような状況となっていました。労働条件の通知にあたり、契約期間が1年間と提示されていますが、今回これに自動更新条項を設けた上で、毎年通知することで、更に安心して働く職場づくりを図っていくこととしたものです。

⑨ 表彰制度の導入

法人の業務発展のため特に精励した者（理事・監事・評議員・職員）に対し、一定の基準を定め表彰を行うことで、業務・勤務意欲の向上に努め、福祉サービスの向上に繋げるため、平成28年度以降、具体的な検討を行うこととしています。

⑩ 個人情報保護の徹底を図るための対応

個人情報の保護については、個人情報保護規程に定めるところにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営に努めています。

平成28年1月から段階的にスタートしている「社会保障・税番号制度」（番号制度）により、当法人にとって個人情報管理責任は非常に大きなものとなってきます。

当法人としましては、番号制度に適正に対応するため、「特定個人情報保護規程」、「特定個人情報安全管理細則」並びに「特定個人情報の保護に関する基本方針」を定め、スタッフ全員に対し周知した上で、導入・施行しています。

なお、個人番号の管理にあたっては、管理権限者を特定し、専用のパソコンやICカード付のシステムロッカーを新たに導入する等、スタッフから安心して今番号（マイナンバー）を預けていただける環境を整えました。また、実際の番号収集にあたっては、最新の注意を払うため、TKCが提供するネット管理システムを導入した後実施することとしています。

⑪ 5S活動の推進

5S活動（整理・清掃・整頓・清潔・躰）の推進を図り、能率の向上と快適な職場環境の形成を図っています。

（8） 危機管理の体制強化事業

① 防火・防災訓練の実施と施設管理の強化

消防計画規則並びに土砂災害（風水害）防災計画等、防火・防災に関する規則等に基づき、統制のとれた組織の整備充実を図り、災害発生時に的確に対応できるよう防火・防災訓練を計画的に実施しました（平成28年3月に2回実施）。

また、平成27年度からは、夜間等の警備体制の強化を図るため、専門の警備会社に業務を委託しています。具体的には、次のとおり強化しています。

- ・ 夜間における盗難・火災等の早期対応
- ・ 日中における不審者への対策強化

② 危機管理と感染症予防

平成24年度に、当法人事業所の開設以来初めての大きな感染症の流行事故（感染性胃腸炎による）が発生したところです。事故対応マニュアルに従い適切に対応できたと考えておりますが、平成26年にもインフルエンザが猛威を振るったところです。インフルエンザ予防接種、手洗いうがいの励行等、当法人として感染の防止に努めました。特に平成26年度は、感染のピーク時に嘱託医の指導の下、スタッフに対し感染予防のための服薬も併せて行い、感染拡大の防止に最大限努めたところですが、当法人事業所開所以来、最も感染が拡大した結果となりました。感染が拡大した要因や誤った対応がなかったか等検証し、これまで以上に的確な対応が求められていたところです。これまでの経験を踏まえ予防の徹底させ感染時に的確な対応が図られるよう、危機管理体制の強化に努め、引き続き危機管理と感染症予防に努めました。

平成27年度は、これまでの経験を踏まえ、手洗い・うがいの更なる徹底、利用される方で希望され方及びスタッフ全員に対しインフルエンザ予防接種の実施、利用される方及び家族に対し、感染症の流行する時期前に事前に文書で啓発し協力を依頼する等、徹底した感染症予防に努めました。その結果、平成27年度は当事業所において大きな流行はなく、年間を通じ通常の業務を実施することができました。

③ 車両事故防止の徹底

利用される方の送迎等においては、徹底した事故防止に努め、安心・安全な輸送が必要となります。当法人では、平成25年度に車両運行管理規程を大幅に改正し、「車両運行管理及び安全運転管理規則」として、新たに、安全管理責任者、安全運転管理者及び安全運転推進者を選任し、日頃の安全運転徹底のほか、車両整備に関する研修会を実施する等、車両事故防止に努めています。車両運転には相当のリスクが伴いますが、安全運転管理を徹底して行ったものです。具体的には、職員会議の場で安全運転の啓発活動を行う他、取引のある自動車整備事業者と連携し、徹底した車両管理に努めたものです。その結果、送迎車両の整備不良による大きな事故が発生することなく、トラブルを事前に防ぐことができ、利用される方が安心して当事業所の送迎を利用し通所されています。今後も、徹底した安全運転管理に努めていきます。

④ 地元自治会との連携

前述の防火・防災訓練の際に、避難誘導の補助支援として、地元自治会の協力を得て実施できるよう検討を行いました。具体的には、地元の自主組織と連携し実施することをしておりましたが、当事業所が存する地域には防災自主組織が現在編成されていなく、今後検討していきたいと考えています。

3 役員会等の開催

平成27年度も法人としての重要事項を審議するため、次のとおり実施しました。

【理事会・評議員会・監事会】

日 程	議 題
平成27年5月18日	<p>【監事会】</p> <p>平成26年度の事業内容、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録について監査を実施した結果、概ね適正に処理されていました。新会計基準への移行から2年が経過し、新会計システムの活用により適正に会計処理がなされ、かつ、財務状況、資金の状況や事業ごとの収支状況が把握され、良好な経営状況であると判断しました。</p> <p>改善が必要な事項は次のとおりです。</p> <p>① 職場環境整備に積極的に取組まれており、その改善が図られており、今後引き続き努力されたい。</p> <p>② さらなる経営の安定化を図るため、運営全般において収支の状況を的確に把握し、経費の縮減を図り、計画的・継続的な事業の実施に努められたい。</p> <p>平成26年11月の中間監査を受け、「会計管理における透明性の確保」について、中間期の評議員会・理事会で、その対応策が提案され承認されました。その後の対応について検証しましたが、会計管理システムでの会計管理の確認と外部監査並びに内部監査の強化が図られていることを確認しました。</p>
平成27年5月19日	<p>【理事会・評議員会】</p> <p>第1号議題 平成26年度事業報告について 第2号議題 平成26年度決算について 第3号議題 平成27年度予算の更正について 報告事項 (1) 交流・憩いのスペース整備事業について (2) 施設整備計画について (3) 役員・評議員・管理者職員研修会について</p>
平成27年8月20日	<p>【理事会・評議員会】</p> <p>第1号議題 定款の変更について 第2号議題 経理規程の改正について 第3号議題 平成27年度事業計画（追加）（案）について 第4号議題 平成27年度予算書（追加）（案）について 第5号議題 平成27年度予算の更正について 第6号議題 放課後等デイサービス事業所整備事業に伴う指名業者の選定について</p>

	<p>報告事項</p> <p>(1) 正規職員の採用計画について (2) 今後の日程について</p>
平成27年9月8日	<p>【理事会】</p> <p>第1号議題 放課後等デイサービス事業所整備事業に伴う落札業者の決定及び工事請負契約の締結の承認について</p>
平成27年9月8日	<p>【役員・管理者職員研修会】</p> <p>講 師 しまね中央税理士法人 安部会計事務所 船崎 順二 氏</p> <p>演題 「社会福祉法人新会計基準の概要と法人の経営状況について」</p>
平成27年12月3日	<p>【理事会・評議員会】</p> <p>第1号議題 放課後等デイサービス事業の運営について 平成28年度からの運営方針について 運営規程の制定について</p> <p>第2号議題 平成27年度予算の更正について</p> <p>第3号議題 経理規程の改正について</p> <p>第4号議題 契約事務処理規程（案）について</p> <p>第5号議題 就業規則の改正について</p> <p>第6号議題 マイナンバー制度施行に伴う各種規程等の制定について 特定個人情報保護規程（案） 特定個人情報安全管理規程細則（案） 特定個人情報の保護に関する基本方針（案）</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 平成27年度上半期監事監査の講評について (2) 雲南市実地指導監査の講評について (3) 正規スタッフの採用について (4) 事業所ごとの近況について (5) 平成28年1月から5月までの行事等予定について (6) 役員の任期に伴う次期役員選任の考え方について</p>
平成28年3月3日	<p>【理事会・評議員会】</p> <p>第1号議題 放課後等デイサービスの開所にあたって 第2号議題 平成27年度予算の更正について</p>

	第3号議題 平成28年度事業計画（案）について 第4号議題 平成28年度予算書（案）について 第5号議題 就業規則の改正について 第6号議題 経理規程の改正について 第7号議題 給与規程の改正について 報告事項 (1) 社会福祉法人制度改革を受けて (2) 平成28年度上半期行事予定について
--	---

就労継続支援B型事業所「きすきの里」事業報告

1 基本的な取組み

平成27年度もこれまでのよう順調に事業を展開することができました。

利用される方23名（定員20名）にて活動を行いました。作業内容については、従来からの班編成（工芸班、調理班、農耕班）を継続して行いました。

平成27度は、年間267日（一月当たり平均22日）を目標とし取り組み、266日開所致しました。平日は通常の作業を行い、土日及び祝日にイベントを企画する等、利用される方の意向に重点を置いたサービス提供に努めました。

また、工賃支払目標金額を、1人あたり年間278千円として取組みました。調理班の宅配弁当の注文が増えてきたことと、企業からの下請け作業量が少しづつ増加してきたこともあり、目標は達成できませんでしたが、昨年よりも多い工賃を支給することが出来ました。平均256千円（昨年246千円）を支給しました。

2 支援内容

農耕班、調理班及び工芸班の三つの班を編成し、利用される方の支援計画書に基づいた支援を行いました。支援計画書は、基本的に半年ごとに見直しを行いますが、利用される方の到達度を見極め必要に応じて見直しを行いました。支援計画作成に当たって、利用される方本人とご家族から具体的な希望を聞く機会を設け、その意向を反映させた計画書の作成に努めました。

利用される方に具体的に工賃目標を示し、その目標が達成できるよう支援しました。

なお、就労事業での収益確保の際には、消費税免税事業者を継続できることを考慮して取り組みました。

① 農耕班

雲南市木次町内で畑を4箇所借り入れ、幅広い野菜の栽培に取り組みました。また、コニャク、干ししいたけ等の農産加工品にも取組み、収益の確保に努めました。

農産物の生産に当たっては、利用される方のご家族や島根県振興センターと連携し、

専門的な知識を有する方の派遣を仰ぎ、安定的な収穫に努めました。収穫した野菜等は、調理班で使用するほか、イベント等において販売しました。

関係機関と連携し、「はっぴいエコプラザ」事業や収益率の高い公共施設の清掃業務を継続して実施しました。また、庭掃除や草取りなど新たな委託業務を受託できるよう依頼し、収益の確保に努めました。

② 調理班

利用される方が作業を通じ、一般就労に必要な社会生活マナーの習得並びに体力及び精神力の育成を図りました。

利用される方及び職員の昼食を調理するほかに宅配弁当45食を目標に取り組んだ結果、平均約45食を提供しました。また、生活介護事業所を利用される方の昼食についても部分的な委託を受け調理作業を行いました。宅配弁当については、新たな注文先が徐々に増えつつあります。

これまでの経験を活かし、好評を得ているマドレーヌ、スイートポテト、クッキー及びかき餅等の販売にも継続して取組みました。新たなお菓子作りにも取り組みました。

③ 工芸班

和紙工芸、布製品（巾着、マスク、かばん等）の作製及び企業の下請け作業に取り組みました。

和紙工芸品及び布製品等については、注文販売のほか「おろち湯ったり館」において常時販売しました。

企業の下請け作業については、作業量、収入ともに少し増加し、安定した収益確保につながりました。

3 就労支援について

企業で働くことを体験できる職場体験実習を「雲南障がい者就業・生活支援センター」と連携し、今年度は6名（昨年度4名）が実習を行いました。実際の職場で働くことで、働くことの「やりがい」や「厳しさ」を肌で感じる機会となり、企業側から基本マナーや仕事に対する取組姿勢等について評価してもらい、実習の成果と今後の改善ポイントが明確になりました。

また、就労学習会にも参加し、就労について考える機会を持ち、就労への意識高揚や取り組みへの意欲に繋げました。

4 健康管理について

8月に次の項目について、定期健康診断を実施し利用される方の健康管理に努めました。

検査項目　身長・体重・視力、血液検査（脂質、肝機能、血液一般）、尿検査（尿糖）
心電図、胸部X線、血圧

検査結果については、ご家族に連絡し所要の措置を依頼するほか施設側で取り組むことができるものについては、次のような内容に積極的に取り組み利用される方の健康管理に努めました。（検査結果については、別に保存する健康診断個人票のとおり。）

病院への搬送等については、きすき居宅介護センターひまわりと連携し対応に当たりました。

- ・ 横山医院での治療援助
- ・ 食事の制限
- ・ 運動療法（トレーニングマシンの使用等）
- ・ 血圧測定、検温
- ・ 服薬管理

また、風邪の予防のためうがい及び手洗いの励行を徹底して実施し、希望される方には協力医療機関と連携しインフルエンザ予防接種を実施しました。

5 昼食の提供

昼食は利用される方の選択制とし、利用される方に対し事前説明及び同意を得て提供しました。

徹底した栄養管理の下、必要な栄養基準量が確保されたバランスの取れた食事を提供しました。旬の食材を利用し、季節感のある食事の提供にも配慮しました。また、食事をとおして偏食の克服及び食事マナーの指導も実施しました。

特に次の点に留意して食事の提供を行いました。

① 利用される方の体調に合わせた調理

- ・ 咀嚼困難な方に対する刻み食
- ・ 体調不良な方に対する粥食
- ・ 喫食者の摂取量に合わせ副食の量の調節

② お楽しみメニューの導入

- ・ 月に2回 焼肉、鍋物、手巻き寿司等
- ・ クリスマスにはバイキング

③ ニーズ調査・把握

- ・嗜好調査及び残食調査を行いニーズの把握に努めました。

6 入浴支援

希望される方に対し、入浴の支援を行いました。また、温泉を使用しているため、腰痛等を抱える方についても積極的に入浴するよう呼びかけを行い対応しました。

7 利用される方の給料について

今年度の工賃支払目標金額を278,000円とし取り組んだ結果、256,000円支給しました。

8 避難訓練等の実施

災害発生時に、敏速に利用される方を安全な場所に避難誘導し、利用される方の安全に務めるため年2回避難訓練（消火訓練等総合的に実施）を実施しました。

訓練の際には生活介護事業所と協力し、当法人施設全体で実施しました。

9 年間の主な行事

年間の主な行事については、概ね生活介護事業所と同一歩調で行いました。内容及び開催時期等については、利用される方で組織した「ひまわり自治会」の活動を通し、利用される方の意見が反映されやすい環境を構築し検討を行い次のとおり実施しました。

主な行事

- ・ 4月 花見会（木次桜土手）
- ・ 5月 軽スポーツ大会（B & G）
- ・ 7月 ひまわり祭り
- ・ 8月 プール（マリンタラソ出雲）・映画鑑賞（ゆめタウン出雲）
- ・ 9月 体験旅行（福岡方面）1泊2日
- ・ 10月 ゲーム大会
- ・ 11月 歌謡コンサート鑑賞（奥出雲町立体育館）
- ・ 12月 クリスマス会、忘年会（湯の川温泉 四季荘）
- ・ 1月 初詣・買い物実習（出雲大社）
- ・ 2月 勾玉作り体験（玉造伝承館）
- ・ 3月 いちご狩り（多岐）・境港散策

自治会活動 行事部 行事については、主な行事を参照。

体育部 スポーツ大会

美化部 施設内及び周辺の掃除、種まき、苗植え等。

10 会議等の開催

職員会議 法人の正規職員全員で2週間に1回開催し、職員間の連絡調整を行いました。

ケース会議 統括施設長を含めた就労継続支援B型事業所の正規職員全員で2週間に1回開催し、利用される方の支援計画の検討及び職員間の連絡調整を行いました。

生活介護事業所「ほっとらいふ雲南」事業報告

1 基本的な取組み

ほっとらいふ雲南は障がいを抱える方たちが地域で安心し、その人らしく生活していくために日中活動の場としてサービスの提供を行いました。現在、①生活介護事業（障がい支援区分3以上の方を対象としたサービス）、②地域活動支援センターⅢ型事業（どなたでもご利用になれるサービス）、③日中一時支援事業（児童、生徒さんを対象とした日中の預かりサービス）、④島根県重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業（重たい障がいを抱える方にも安心してご利用頂ける為の体制整備）の4つの事業を行い、幅広く受け入れの出来る体制を整え、日々のサービス提供を行いました。

2 休日の開所事業

ほっとらいふ雲南では利用される方、また、そのご家族の方の希望により沿った支援を提供すべく、休日の支援日を年6回「特別開所日」として提供しました。利用される方の中には自宅での入浴が困難な方、一人で家にいることが不安な方など、休日中の支援を希望される声は多く「特別開所日」を設けることで、地域での快適な暮らしを少しでも支援できるよう取り組むことができました。

3 主な事業内容

- ① 文化活動(レクリエーション活動、作業・創作活動、班活動、音楽活動など)
- ② 行事活動(各月の行事活動、季節に合わせた外出等の支援、創作活動など)
- ③ 日常的生活動作の習得支援(生活マナーの習得、買い物実習、調理実習など)
- ④ 食事の提供(内容についてはきすきの里の事業計画 昼食提供と同様)、口腔ケア、入浴支援、排泄等の介護、日常生活上に必要な支援
- ⑤ 機能訓練(きすき居宅介護センターひまわりと連携し、希望者への東部島根医療福祉センターへの同行、医師及び専門スタッフとの連携によるリハビリプランの作成、機能訓練の計画的な実施など)

4 島根県重症心身障害児(者)在宅サービス提供体制整備事業について

島根県から補助金の交付を受け、重症心身障がい児(者)在宅サービス提供体制整備事業を実施し、重度の障がいを抱える方にも安心してご利用頂けるサービスの提供に努めました。なお、この事業は、平成18年1月1日より島根県の指定を受けて実施しています。

5 個別支援計画書・行動支援計画書の作成

ほっとらいふ雲南では、利用されているすべての方に「個別支援計画書」と「行動支援計画書」の作成を行いました。「個別支援計画書」は活動面、生活面に重点を置き、利用される方一人一人の希望する生活に向け、どのような活動や支援を提供すべきか、障がいを抱える方とその家族、担当支援員が一緒に考え方目標を設定し作成しました。「行動支援計画書」は行動面、身体的な支援に重点を置き、「個別支援計画書」と同様に目標設定を行いました。

各計画書は一人一人の状況に応じ、概ね半年毎に見直しを行い、話し合い、目標に近づけるようサービス提供に努めました。

6 送迎サービス

6台の送迎車両の使用及び「きすき居宅介護センターひまわり」に部分的に送迎を委託し、雲南市を送迎のサービスエリアとして、自宅から施設までの送迎を行いました。

7 健康管理

健康管理については看護師を配置し、毎日の血圧測定、検温、服薬の管理に配慮しながら日常のチェックを行いました。また、希望される方には無料で健康診断を受けられるサービスを年1回提供しました。また、家族の方との情報交換を密に行い、体調や表情の変化に留意しながら日々の健康管理を行いました。

健康管理において施設側で取り組めることが具体的なものについては、次のような取組みを行いました。また、病院への通院に関する支援については「きすき居宅介護センターひまわり」と連携しより安心して生活できるよう支援しました。

- ・各医療機関への通院支援(通院介助、移動支援など)
- ・食事の制限
- ・運動療法(トレーニングマシンの使用等)
- ・血圧測定、検温、体重測定
- ・服薬管理

また、風邪や感染症予防のため、うがい及び手洗いの励行を徹底して実施し、希望される方には協力医療機関と連携し、インフルエンザ予防接種を受ける支援も行いました。

8 避難訓練等の実施

利用される方の安全確保の為、災害発生時に敏速に安全な場所に避難できるよう、定期的に避難訓練(消火訓練等総合的に実施予定。)を実施しました。訓練の際にはきすきの里と協力し、当法人施設全体で実施しました。

9 家族会と交流会の実施

ほっとらいふ雲南では、障がいを抱える方への支援においてもっとも重要な支援方法として「家族との連携」を考えています。担当職員は連絡帳、送迎時のあいさつ、必要な時には電話や訪問を通じて家族の方とのコミュニケーションを図るよう努めました。また、家族会を開催し、本人だけでなく、障がいを抱える方たちを支える家族の方の意見も取り入れていくよう努め、その際に事前のアンケート調査なども実施しました。

また、家族交流会として利用される方とその家族および職員との食事会等を実施し、互いの情報交換、意見収集の場として開催しました。

10 会議等の開催

職員会議 法人の正規職員全員で2週間に1回開催し、職員間の連絡調整を行いました。

ケース会議 生活介護事業所の正規職員全員で1週間に1回開催し、利用者の支援計画の検討及び生活介護事業所内の連絡調整を行いました。

勉強会 毎月の会議の際に職員間のスキルアップと連携の強化を目的として、専門分野についての勉強会を実施しました。(障がいの知識を深める為の研修、レクリエーション技術講習など)

きすき居宅介護センター「ひまわり」事業報告

1 基本的な取組み

平成27年度も従来通りのサービスを提供しました。地域で生活する障がいを抱える方たちへ、個々の心身状況及びその環境に必要な介護を行い、地域での生活をより楽しく快

適なものとなるよう居宅介護等のサービスを提供しました。

2 対象となる方

雲南市に在住の障がいを抱える方とし、特に必要があると認められた場合は雲南市以外の方に対してもサービスを提供しました。

3 業務内容

障がいを抱える方それぞれのライフスタイルに合った支援を必要に応じて以下のような内容のサービスを提供しました。

① 居宅介護（身体介護、通院等介助、通院等乗降介助）

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護。

病院において支援の必要な方に対する通院介助。

病院への移動における乗車時・降車時の介助。

② 行動援護

常に支援を必要とする知的・精神障がいを抱える方を対象とし、行動面において困難を伴う場合において、危険等を回避する為の必要な支援や外出中、移動中の介護サービスの提供を行いました。

③ 移動支援

障がいを抱える方たちが円滑に外出することが出来るよう移動中の支援を行いました。

・個別支援型 ・グループ支援型 ・通所支援型

4 業務日及び営業時間

① 次の休業日以外を営業日としました。

・夏季休業 8月13日～8月15日

・年末年始休業 12月29日～1月 3日

② 営業時間は次のとおりとしました。

・9：00～18：00

ただし、必要があると認めた場合においては、休業日、営業時間外においてもサービスの提供を行いました。

5 職員の配置

① 事業所管理者

② サービス提供責任者

③ 支援員（ヘルパー）

6 居宅介護計画の作成

個々の状況、環境にあった支援計画を作成し、より高い効果のあるサービス提供に努めました。また、居宅介護計画は個々の状況や環境の変化にあった支援を提供する為、定期

的な見直しを行いました。

7 健康管理

個々の状況、環境および保健医療サービスの状況等を把握し、法人内で取り組めるものについては各事業所と連携し、ひとりひとりに合った支援を提供しました。 |

共同生活援助事業所きすきひまわりの家事業報告

1 基本的な取組み

個人の能力を生かしながら地域社会との接点を持ち、人として豊かに日常生活を送ることができるように、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の介護及び支援等を適切に行いました。

2 業務内容

利用者にとって快適で安心できる共同生活を確保するため、次のようなサービスを適切に提供しました。

- ① 日常生活支援・介護（食事作り・掃除・洗濯、食事・入浴・排せつ介護・歯磨き支援・相談支援）
- ② 日中活動支援（日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整）
- ③ 健康管理（定期健診の実施・日常生活の中での病気の予防・早期発見・早期治療）
- ④ 余暇活動支援（利用者の希望を聞き、行事を計画・実施または移動支援との連絡調整。休日の余暇活動支援）

3 入居定員

きすきひまわりの家 6名

きすきたんぽぽの家 6名

利用者年齢

	20～29	30～39	40～49	50～59	60～
男			1名	3名	3名
女	1名		3名		1名

4 対象者

1 8歳以上の障がいを抱える者で市町村長が共同生活住居への入居を必要と認めた者とし、主として知的障がい者を対象としました。

ただし、共同生活介護事業については、障がい程度区分2以上の者としました。

5 利用料

- ① 市町村が決定した利用者負担上限月額に達するまでの定率負担による利用者負担額。
 - ② 家賃 20,000 円／月～22,000 円／月、食費 28,000 円／月、光熱水費・共益費 8,000 円／月
- ただし、食費、光熱水費・共益費については、3ヶ月ごとに精算しました。

6 支援計画書の作成

利用者・家族の意向を重視し、利用者毎に支援計画書を作成しました。概ね半年ごとに利用者の状況を把握・分析、見直しを行い、目標に近づけるようサービス提供に努めました。

7 その他

- ① 常に利用者の家族と連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう配慮しました。

サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、他の障がい福祉サービス事業者など関係機関等との連携及び支援体制を確保しました。

短期入所事業所きすきひまわりの家事業報告

1 基本的な取組み

今年度も居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所等を必要とする障がい者等に対し、入浴、排泄又は食事等の介護その他の必要な保護を適切に行いました。利用者の支援にあたっては、共同生活事業所と一体的な事業を展開し、質の高いサービス提供できるよう努めました。

2 業務内容

利用者が可能な限り、屋宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援を実施しました。

① 入浴又は清拭

利用者の入浴の際には、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清拭を実施するなど、利用者の清潔保持に務めました。

② 食事の提供

当事業所の食費負担分は次のとおりとする。食事は利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、あらかじめ作成した献立に従い適切な時間に提供しました。

i 生活保護、低所得1、低所得2及び一般（所得割16万円未満世帯）

・ 朝食 230円、昼食 300円～400円、夕食 400円

ii 一般（所得割16万円以上世帯）

・ 朝食 360円、昼食 550円～650円、夕食 700円

③ 送迎サービス

自宅での送迎が困難な方に、送迎サービスを行いました。

3 利用定員

きすきひまわりの家 定員 1日2名 きすきたんぽぽの家 定員 1日3名

施設の利用状況

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計
開所日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
延利用者数(人)	43	66	55	51	66	40	65	48	44	39	42	53	612
1日平均利用者数(人)	1.4	2.1	1.8	1.6	2.1	1.3	2.1	1.6	1.4	1.3	1.4	1.7	1.7
利用率(%)													
一日平均利用者 /定員	23	42	36	32	42	26	41	32	28	25	28	34	33

* 少数第2位四捨五入

4 対象者

介護を行う者の疫病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった18歳以上の障がいを抱える者を対象とし、主として知的障がい者を対象としました。

5 職員配置

グループホーム事業所と一体的に配置し対応しました。

生活支援員又は介護職員 調理員については、調理業務を他に委託するため配置しませんでした。

6 その他

常に利用者の家族と連携を図るよう務めました。また、地域の住民及びボランティア団体等との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努めました。

きすき相談支援センターおれんじ事業報告

1 基本的な取組み

相談支援事業では、障がいを抱える方たちの様々な悩みや相談を受け付けました。地域に住む障がいを抱える方の相談を受けるため、日中の対応だけでなく、夜間、休日中の電話・メール相談受け付けなども行いました。相談内容で多いのが、福祉サービスの利用に関する支援、生活技術に関する支援、健康・医療に関する支援でした。このような日常的な相談だけではなく、各関係機関や地域との連携を図るため、相談部会や研修会への積極

的な参加などの取組みを行いました。平成24年度から実施されてきた「計画相談」につきましては、平成26年度末までに相談支援を当事業所で希望される方については目標通り全て「サービス等利用計画」を作成しました。この方たちに対し、平成27年度は継続して定期的な見直し（モニタリング）を行い、より適切な支援に繋げていく取組みを行いました。

計画相談と一般相談を合わせ、当相談支援事業所を利用されている方は現在73名いらっしゃいます。このうち3名の方が平成28年4月開所の放課後等ディサービスを利用されている方です。

2 業務内容

具体的には以下のサービス提供と取組みを実施しました。

- ・ 福祉サービスを利用するための支援（サービス内容や施設の紹介、手続き上の支援等）
- ・ 社会資源を活用するための支援（社会資源の紹介、同行、開拓など）
- ・ 社会生活力を高めるための支援（情報の提供、助言、サービスの調整など）
- ・ ピアカウンセリング（人と人とのつながり作り、場の提供など）
- ・ 人権を守るために必要な援助
- ・ 地域自立支援協議会への参加、運営など
- ・ サービス等利用計画の作成と定期的な計画の見直し
- ・ 障がい支援区分認定調査
- ・ その他、必要な支援

3 一般相談の受付人数と件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	186	191	190	225	147	192	212	192	206	112	148	216	2,217
人数	46	44	43	43	17	34	43	33	34	24	25	51	437

4 対象者

雲南地域在住の障がいを抱える方とその家族または関係機関（障がいの種別は問いません。）で相談及び支援を希望される方。

5 職員配置

管理者、相談支援専門員、相談支援補助員

6 利用料

無料。

7 機密の保守

相談・支援等で知り得た個人情報については、関係法令、ガイドライン及び本法人個人情報保護規程に基づき、漏洩することのないよう適正な管理に配慮しました。